

電力・ガス取引監視等委員会
第17回料金審査専門会合
議事概要

1. 日 時：平成28年9月29日（木）15：00－17：30

2. 場 所：経済産業省 本館17階 国際会議室

3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、秋池委員、梶川委員、辰巳委員、松村委員、
南委員、山内委員

（オブザーバー）

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

日本商工会議所産業政策第二部 市川副部長

東京電力エナジーパートナー株式会社 佐藤常務取締役

消費者庁消費者調査課 澤井課長

商務流通保安グループガス安全室 田村室長

資源エネルギー庁ガス市場整備室 藤本室長

（説明者）

東京ガス株式会社 沢田常務

東邦ガス株式会社 伊藤常務

大阪ガス株式会社 瀬戸口副社長

○主なご意見

＜前回までの指摘事項＞

- 仕事の発注先の業者は、いままで総括原価方式でやってきた中で、特別な技能が必要だとして育ててきたことで、他社の参入を妨げになっていた。今後は、そうしたものも含め、幅広く競争入札になるように努力していただきたい。
- 標準単価と割引単価の差は効率化の効果として算定しているのか。
→その通り。それ以外にも、競争入札の結果として引き下げられた分も、効率化の効果に含んでいる。（大阪ガス）
- 最初から割引単価で受注してもらうことはできないのか。特命発注のシェア

を拡大することと単価を削減することの因果関係を理解したい。

→割引単価は、「入札すればこれだけ安くなるだろう」という割引率をあらかじめ決め、競争入札した際と同等水準の単価としている。このように、特命発注は割引単価になっているものの、「工事をより多く受けられるのであれば」という考えで競争入札において努力していただいている。(大阪ガス)

- 割り振るシェアを多くしないと、割引単価では受けてもらえないのか。
→そのようなことはないと考えている。200～1000万円規模の工事であれば割引単価でも受けてもらえるが、シェアを増やすというインセンティブにより、競争入札でより努力してもらっている。(大阪ガス)
- 公共工事労務単価を積み上げて、特命発注するのか。標準単価は、一般的に入札時の上限価格の積算として使われるもの。最悪の価格よりは安くなっているとは思いますが、これで効率化されているのかは分からない。
→発射台を公共工事設計労務単価といった文献の数値とし、それに対して競争入札した際の値引率と同等のものに乗じた割引単価を、特命発注の単価として設定。(大阪ガス)
- 計画的に工事を行った方が効率的であるなどの事情があるならば、3年分の工事の入札をするなど別の工夫ができると思うが、なぜ特命発注にするのか。
→重要な点だと思うので整理したい。(安念座長)
- 導管敷設工事等の特命発注で行っている工事は、特定の企業に必ず発注しなければならない工事なのか。標準単価は誰が標準と判断し、適当性は担保されるのか。シェア発注は内部で仕事を回している印象を受け、業界内の慣習としてやっているだけのように感じられる。
→ガス工事の資格を要するため、誰でもできる訳ではないが、少ないものの複数社ある。標準価格については、建設価格といった標準的なコストとして出版物において示されているものを用いており、透明性は高いと考えている。シェア発注は身内で回すのではなく、「競争入札で努力をしないとシェアが取れない」という意味で競争環境が作られており、恣意的に割り当てるものではない。競争入札比率は相対的に低かったが、今後は増やしていきたい。(大阪ガス)
- 誰にでもできる訳ではないという点については疑問が残る。日本全国を見れば、他にもいるのではないか。
→関西の企業が東京に進出する等も考え得るものの、実際には、業者が色々

な地域で仕事を取るということはあまりない。(大阪ガス)

<設備投資関連費用>

- 東京ガス資料6-1のP17に関して、ねずみ鋳鉄管対策のグラフだが、H27から少しずつ対応数量が増やしている。一方で、H37に対応数量が極端に下がっているのはなぜか。高度化計画に基づいて対策すればH24~H37までまんべんなく対応すべきだったのではないか。
→ねずみ鋳鉄管対策に関しては、技術レベルが高い工事のため、施工班の数の確保や、能力の向上が必要となり、施工の数量がグラフの様になる。H37については、確実に終了できるよう、物量を低めに設定し、繰り越された分も対応できるようにしている。(東京ガス)
- P20にも大口径鋳鉄製バルブ対策とあるが、H27から対応数量が多くなった理由はなにか。
→大口径鋳鉄製バルブ対策の標準化に関しても、最終年度の数量についてはネズミ鋳鉄管対策と同様の考え。また、東京オリンピック・パラリンピックに確実に間に合わせるという考えもある。立ち上がりが遅れたのは、古い設備で問題が発生したのがはじめてであり、他の設備ではどのような対応をし、どのような対策が必要なのかの検討をH26から委員会にて審議をおこなっていたため。(東京ガス)
- 大阪ガス資料6-3のP18に関して、ねじ支管対策はH23の5月に対策が固まったにもかかわらず、H28になってから対応が加速している。時間がかかったのはなぜか。
→H27までに高リスク対応を完了、H37までに低リスク対応を完了するよう国から求められている。ねじ支管はH26の安全小委でH37までに対策をすることとされた。ねじ支管もねずみ鋳鉄管も、高リスクの導管の対策を優先的に行い、H37までに低リスクの導管の対策をすることとした。(大阪ガス)
- 対策開始が遅すぎたのではないか。安全性が重要と言い続けてきたが、北見での事故以前も、阪神淡路大震災など安全性を再考する契機はあったはず。オリンピック・パラリンピックに間に合わせるのは重要なのは承知しているが、対応が遅すぎるのでは。
- 東邦ガスの資料6-2のP17は、リスクの高いものからやってきたという説明は非常にわかりやすい。安全性を重視していることを感じる。一方、東京ガスに関しては対策開始が遅すぎないか。国に言われてから始めたという

のは、安全が需要と言ってきた今までの業界の説明から考えると納得できず、遅れた結果として原価算定期間に高リスクのものが多く入ることになっている。過去から実施すべきであったものは、その期間全体で行う形に査定にすべきで、工員の能力が不足していて対策が追いつかなかったのであれば、説得力のある形で説明してもらい、納得できないようであれば認められない。

- 東京ガスに関しては、高経年化対策だけでなく、二重導管による脱落や、修繕費等、他の費目も原価算定期間に過剰に寄せてきている印象を持っている。
- 事務局資料5-1のP4で、減価償却費の中でも、一般管理費はYS査定、営業費等は個別査定となっているが、どのように区分されているのか。過去の推移と比較しながら確認したい。
→原価償却費として査定する範囲がどこまでなのか事務局には整理していただきたい。(安念座長)
- 各社とも言えることだが、固定資産除却費用の算定の中身がわかる資料がほしい。また、鉄くずとしての売却収入も入っているのか。
→個別審査でしっかりと確認していただきたい。(安念座長)
- 設備投資全体に関してだが、東京ガス資料6-1のP8の図などに関して、単価が下がるという説明をしていたが、グラフだけを見るとほとんど下がっていないように見える。効率化の議論との関連性をよりわかりやすく示すことはできないのか。
→低圧の本支管工事を全て入れたグラフとなっているが、年度によって中身が異なっている。拡充・新設は単価が高くなることが多い。(東京ガス)
- 資料5-1のP7~9について、高経年計画に関して、各社の項目名が違うのでわかりにくい。また、各社規模が違い、絶対値だけでは比較できないので、売り上げ比率の比較等の工夫をしていただきたい。
→各社に聞き、整理できるか努力してみる。(恒藤課長)
- 各社の傾向がつかめるようにすることが重要である。
- 東京ガス資料6-1のP9に関して、H32以降に入れるべきものを、前倒ししていないかどうか確認したいので、H32年以降の数値も入れてほしい。
→ねずみ鑄鉄管や経年劣化の説明は可能だが、需要がどうなるのかを見極めるのは非常に難しいので、事務局と相談したい。(東京ガス)
- 高経年化対策に関して、資料6-1のP11では、各種点検結果をもとに各社判断で改修工事を実施すると思うが、適切な時期に交換することになって

いるか確認するべきではないか。

→確固とした基準はないが、ねずみ鑄鉄管対策についてはなるべく早くやらなければならないと考えている。高経年設備に関しては、修繕で対応できないのか等の判断をしながら対応している。(東京ガス)

→税法上の耐用年数はあるが、しっかりとした基準はないのではないかと。取り替えの時期が適切かということが重要になるが。(安念座長)

- 電気の審査の時には、回帰分析を行った。いくつかのカテゴリーに分けて、目安となる交換年限を教えてください。(安念)

→まずは、年限を決定した経緯・考え方について、2、3例を挙げてもらいたい。(安念)

- 東京ガス資料6-1のP15、17をみると、原価算定期間の3年間に盛っているように見えるので、しっかりと見てもらいたい。2020ビジョンでは、保安対策の加速との記載があるので、H23年から加速してもいいはずだが、遅いのではないかと。

- 資料5-1に関して、東京ガスはバルブ等の対策が必要である旨を記載している。一方、東邦ガス、大阪ガスは対象としておらず、経費として記載していないように見えるが、こうした設備は保有していないのか。もしくは、高経年対策の対象に入っていないのか。

→ガバナ・バルブは高経年化対策としては行っていないが、災害対策で扱っている。(東邦ガス)

→高経年化対策として加えているかどうかの整理をお願いしたい。(安念座長)

- 需要開拓でも議論したが、限界的な投資に対して、限界的なリターンが上回っているか。この設備投資を行うと、託送の効率がどれくらい向上するのか、という限界的効率は考えられているか。託送料金は規制料金に近いものだが、拡大投資が託送料金で負担する意味があるものか説明して欲しい。

→ 拡充投資については、採算性を検証しながら意思決定している。たとえば、幹線を延長して、幹線周りの需要だけではなく、茨城のように幹線がつながることで様々な地域で需要が出てきてコストが下がり、既存の顧客にもメリットを享受していただける。(東京ガス)

- 投資をすることで託送料金が下がるということに理解した。

→ 個別審査にて検討できるか考えてみたい。(安念座長)

- 高経年化対策という名前が良くないのではないかと。高経年化対策は、電気の

鉄塔等のように、技術革新はあるものの基本的に同じものに取り替えること。一方、ネズミ鑄鉄管対策は、安全対策として別物に取り替えるもの。安全対策として危ないから違うものに取り替えるのと、高経年したため同じものに取り替えるものとの、分けて議論すべきではないか。

- 低圧から高圧にガスを入れるのは認めないという約款の内容については、それを認める代わりに特定負担を求めるということもあり得るので、早く説明して欲しい。例えば、電気の査定の際の電源線にあたるようなものが無いか。これまで、一般負担として当たり前にネットワークのコストに入れていたものを再整理して特定負担を求めるとなると、料金にも大きな影響がある。
- 高経年化対策が算定期間に増加しているので、過大となっていないか、全体の推移を見つつ、物量・単価を検証して欲しい。
- 高経年対策以外の投資が本当に適正か。本当に需要増に資するものなのか。また、原価算定期間に行わなければならないものなのか。不要不急や低稼働のものがないか。こうした点を確認して欲しい。
- 東京ガスについては、低圧・中圧の単価が以前と比べると上がっているが、他の2社をみるとそこまで上がっていない。可能であれば、原価算定期間中の単価の正当性を確認するためにも、増加要因を示して欲しい。
- 事業報酬率の決め方について意見がある。電力の料金審査の時にも議論したが、自由競争に揉まれていく小売部門と、そうではないNW部門では、事業報酬率が異なるはず。ガスの場合には、小売部門とNW部門の事業報酬率が同じ、というのは疑問が残る。
 - 事業報酬率は決まっているので、我々はそれを受け入れなければならない。(安念座長)
 - 電気については、 β 値が震災前と震災後に劇的に変わった。ガスは β 値が電気ほど変わっていない。また、電気は需要を取られても託送は使われる。ガスは需要を取られると導管が使われない可能性があり、リスクが高いという違いがある。
 - 基本的にガスと電気が同じという理論はない。
- 固定資産除却費について、何を除却したのかなど説明が不足。P17の費用について算定方法が書いてあるが、東京ガスは、資料6-1のP32を見ても「188億円になった」という結論しか書いていないので分からない。非常に不誠実で、審査要領違反と言われても仕方がない。どういう算定方式か説明をしっかりとって欲しい。

→東京ガスは、P17 を他の2社と揃える等でブラッシュアップしたものを準備して欲しい。(安念座長)

<修繕費>

- 算定期間のガスメーターの取り替えの記載があるが、H32以降が前倒しされていないのか。

→各社対応をお願いしたい。(安念座長)

- 資料5-2のP5には、各社からはガスメーター修繕費のデータのみが上がっているが、過去のメーターに対しての修繕だと思うが、その数値が修繕の時期に来たメーターの数量等と整合しているかを確認したい

→各社対応をお願いしたい。(安念座長)

- 基準修繕費については、過去2年間の修繕費が適切なものか、また帳簿原価が妥当なものかを確認することもあり得ると思う。上手い方法を見つけて検証してほしい。

→ 法の解釈や、可能かどうかを含めて検討する必要がある。(安念)

- 修繕費の算定方法が直近2年間の修繕比率を用いることには疑問が残る。企業なので足下の状況が悪ければ、修繕費も絞るのでないか。H26、H27は、燃料調整制度のスライドで利益が出ていたので、両年度ともそれほど大きな差も無く修繕費を出していたと思う。

<事業者間精算費・費用>

- 事務局資料5-3のP9、10にて、それぞれ事業者間精算費・収益の申請額がまとめられているが、原価算定期間における東京ガスの託送供給量推移の実績を見ると、P9の事業者間精算費においては横ばいか微減であり、P10の事業者間精算収益においては減少傾向にある。この推移について説明をしてほしい。

→事業者間精算費の国際石油開発帝石からの連結託送については、当社群馬地区の需要想定に基づいている。当地区での新規需要は少なく固定的であるものの、過去実績に多少の変動は見られるが、将来想定については見通しが難しく、現状の実績数量を据え置いている。事業者間精算収益は、供給計画を作る際に行った卸先からのヒアリングを元に行っている。卸先の大口需要家の需要変動の情報を加味し、結果として減少傾向となっている。

(東京ガス)

- 高圧供給割引の設定について、東京ガスは「料金の継続性の観点から既存中圧で供給を受けている事業者の値上げになるから」という理由で設定していないのだとしたら、大阪ガスはどうなのか。現在、中圧で供給を受けている事業者の値上げにはならないのか。
→今後、高圧供給が行われるときのことを考えて、新たに高圧供給割引を導入した。したがって、現在、中圧で供給を受けている事業者の値上げにはならない。(大阪ガス)
- 事務局資料5-3のP9で大阪ガスは託送供給量を非公表としているが、誰の都合で非公表となっているのかはこの場で明らかにしてほしい。中部電力はダメと言っているが大阪ガスは公表してもよいと思っているのか、逆なのか、または両者がダメだと思っているのか。仮に、中部電力がこの程度の情報を経営情報として公開しないとすると問題。
→当社として配慮し、当社判断で非公表としている。(大阪ガス)
- 大阪ガス資料8-3のP6で、二重計上を避ける処理について説明があったが、非常に誠実な対応だと思う。一方で、どの費目に計上するのかについて、個社で裁量の余地があるとすれば、この方式はやはり問題であると思う。ある会社のヤードスティック対象費目の過去の数字にこのような費用が混じっているならば、ヤードスティックの仕組みにおいて横並びで比較したときに、他社の査定が甘くなるという影響も考えられる。費目間で恣意的に計上額を変えられてしまうとすれば、ヤードスティック査定の実効性が大きく落ちてしまう。
- 事業者間精算の増査定に関する議論についてだが、結論としては増査定を認めざるをえないと考える。すぐに料金を変更しなければならない問題が発生することが見通せるにもかかわらず、それを無視するのは問題だろう。これまで増査定をしてこなかったとの説明が事務局からあったが、増査定を全くしてはいけないのではなくて、今回は、これだけ合理的な理由があれば良いと思う。但し、これを先例にあらゆるもので増査定を認めるとものではない。
→お諮りしたいと思っていたのはまさにこの点。外生的な要因であること、いずれにしろ変分改定があることから、今回は認めてもよいか。(安念座長)
(意義なし)
- 現在申請されている事業者の申請原価は、全て仮値ということか。

→そのとおり。申請時には事業者間精算料金表がなかったので、全事業者仮値になっている。申請と同時に「このような料金にしたい」という事業者間精算料金表の案も提出されている。今後、査定をするので、また変わる可能性があり、全体のプロセスの中でどのように進めていくかは委員の皆様とご相談しながら進めさせて頂く。(恒藤課長)